

3 報酬関係告示の改正案

- 厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）／134
- 厚生労働大臣が定める者等（平成12年厚生省告示第23号）／138
- 厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第25号）／143
- 厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第26号）／145
- 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）／159
- 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）／177
- 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成12年厚生省告示第31号）／181
- 介護保険法施行規則第68条第3項及び第87条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算出した費用の額（平成12年厚生省告示第38号）／184
- 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第53号）／185
- 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）／196
- 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成12年厚生省告示第172号）／197
- 要介護被保険者等である患者について医療に要する費用の額を算定できる場合（平成12年厚生省告示第176号）／201
- 介護保険法施行法第26条第2項の厚生労働大臣が定める額（平成12年厚生省告示第179号）／206